注　記

１ 重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　　取得原価が不明なものは再調達価格により計上しています。

　　　　　ただし，取得原価が不明な道路，水路等の底地（地方自治法施行令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載を要しない土地）については，備忘価格１円としています。

　　②　無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　　取得原価が不明なものは再調達価格により計上しています。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

①　市場価格のある有価証券････････会計年度末における市場価格

②　市場価格がない有価証券････････取得原価

　　③　出資金・出捐金････････････････取得原価

　　　　ただし，実質価格が著しく低下したものについては，相当の減額を行った後の価格

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

　　産業団地事業特別会計における販売用土地の評価方法は，地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく販売用土地等の評価のうち，販売見込額（販売公表価格）を時価とする方法により評価しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産等（リース資産を除きます。）･････････定額法

　　　　　なお，主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　　　　建物 8年～50年

　　　　　　　　　工作物 5年～60年

　　　　　　　　　物品 2年～20年

　　　　　　　　　ソフトウェア　５年

　　②　リース資産

　　　　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　　　･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　　　　イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　　　･･････････リース期間を耐用年数とし，残存価値をゼロとする定額法

　　　　　　ただし，リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

（４）引当金の計上基準及び算定方法

　①　投資損失引当金

　　　市場価格のない投資及び出資金のうち，連結対象団体（会計）に対するものについて，実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

　②　徴収不能引当金

　　　長期延滞債権については，過去５年間の平均不納欠損率により，徴収不能見込額を計上しています。公営企業会計については各会計の基準により令和元年度決算に計上した額としています。

　　　未収金については，長期延滞債権の過去５年間の平均不納欠損率により，徴収不能見込額を計上しています。公営企業会計については各会計の基準により令和元年度決算に計上した額としています。

　③　退職手当引当金

　　　期末自己都合要支給額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定に用いる退職手当支給予定額）を計上しています。公営企業会計については各会計の基準により令和元年度決算に計上した額としています。

　④　損失補償等引当金

　　　履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち，地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

　⑤　賞与等引当金

　　　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について，それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（５）リース取引の処理方法

　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　･････通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　　･････通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　②　オペレーティング・リース取引

　　　　　　･････通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（６）資金収支計算書における資金の範囲

　　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

（７）採用した消費税等の処理

　　　税込方式によります。ただし，地方公営企業法適用の公営企業会計（水道事業会計，下水道事業会計，国民健康保険小松市民病院事業会計）及び一部の連結団体については税抜方式によります。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　①　会計間の相殺処理

　　　次の取引を相殺消去した金額で表示しています。

　　　　・投資と資本

　　　　・貸付金・借入金等の債権債務

　　　　・補助金支出と補助金収入

　　　　・会計間の繰入れ，繰出し

２　追加情報

（１）対象範囲（対象とする会計名）

　　　・一般会計

　　　・国民健康保険事業特別会計

　　　・介護保険事業特別会計

　　　・産業団地事業特別会計

　　　・後期高齢者医療特別会計

　　　・水道事業会計

　　　・下水道事業会計

　　　・国民健康保険小松市民病院事業会計

　　　・南加賀広域圏事務組合（比例連結：連結割合は規約等により以下のとおり）

　　　　　　　　一般会計分　46.7％（人口割）

　　　　　　　　公設地方卸売市場事業会計分　84.0％（規約）

　　　　　　　　ふるさと振興事業会計分　49.5％（出資割）

　　　　　　　　急病センター事業会計（事務費）分　46.7％（人口割）

　　　　　　　　急病センター事業会計（運営費）分　64.8％（利用者割）

　　　・小松加賀環境衛生事務組合（比例連結：連結割合　53.5％（負担金割））

　　　・手取川水防事務組合（比例連結：連結割合　7.48%）

　　　・石川県後期高齢者医療広域連合（比例連結：連結割合　8.93％）

　　　・石川県市町村消防賞じゅつ金組合（比例連結：連結割合　6.92％）

　　　・公立大学法人 公立小松大学（全部連結）

・小松市土地開発公社（全部連結）

　　　・一般財団法人 小松市開発公社（全部連結）

　　　・公益財団法人 小松市まちづくり市民財団（全部連結）

　　　・株式会社 こまつ賑わいセンター（全部連結）

　　　・小松市社会福祉協議会（全部連結）

　　　　公債管理特別会計は一般会計との重複及び地方債借換に伴う歳入歳出のみを行う会計のため，対象に含めていません。

（２）地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては，出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（３）表示単位未満を四捨五入して表示しているため，合計金額が一致しない場合があります。